

第6節 許可後の手続き

宅地造成工事規制区域内の宅地造成に伴う災害の防止は、本法により都道府県知事（指定都市、中核市、特例市の長を含む。以下同じ。）の責任とされ、都道府県知事は、災害が生じないように常時宅地の状況を把握してこれを監視する必要があります。

宅地造成等規制法

（報告の徴取）

第19条 都道府県知事は、宅地造成工事規制区域内における宅地の所有者、管理者又は占有者に対して、当該宅地又は当該宅地において行われている工事の状況について報告を求めることができる。

宅地造成等規制法施行令

（報告の徴取）

第22条 法第19条の規定により都道府県知事が報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

- （1）宅地の面積及び崖の高さ、勾配その他の現況
- （2）擁壁、排水施設及び地滑り抑止ぐい等の構造、規模その他の現況
- （3）宅地に関する工事の計画及び施行状況

なお、法第19条において報告を求めうる相手方は、宅地の所有者、管理者又は占有者に限定され、造成主は対象になりません。しかし、現に工事が開始されたときから完了までの間は、造成主は当該宅地について何らかの権原を有しているものと考えます。

1 工事の着手

法第8条第1項の規定により許可を受けた宅地造成に関する工事に着手したときは、工事の施工に伴う災害を防止するために、市細則第7条の規定により、当該工事に着手した旨の届出をさせることとしました。

福島市宅地造成等規制法施行細則

（工事着手の届出等）

第7条 法第8条第1項本文の規定による許可を受けた者（以下「造成主」という。）は、許可工事に着手したときは、速やかに宅地造成工事着手届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

2 造成主は、許可工事施行の期間中、許可工事を施行する土地の区域内又はその近くの見やすい箇所に、当該許可工事に係る内容を記載した標識（様式第9号）を掲示しなければならない。

工事の着手の時期は、工事現場において設計図書と照合して行う最初の杭打ちの行われた時と解するのが妥当であると考えます。

2 工事の中止等の届出

法第8条第1項の規定により許可を受けた宅地造成に関する工事を中止し、又は廃止するときは、工事の施工に伴う災害を防止するために、市細則第8条の規定により、当該工事を中止し、又は廃

止した旨の届出をさせることとしました。

宅地造成工事規制区域は、災害発生のおそれのある区域ですので、工事途中の状態で放置することは許されません。当然、災害を防止するために必要な措置を指導することになります。

また、中止した工事を再開したときも、再開した旨の届出を要します。

・ 福島市宅地造成等規制法施行細則

(工事の中止等の届出)

第8条 造成主は、許可工事を中止し、若しくは廃止し、又は中止した許可工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成工事中止（廃止・再開）届（様式第10号）を市長に提出するものとする。

3 地位の承継

法第8条第1項の規定により許可を受けた宅地造成に関する工事の造成主に変更を生じたときは、工事の施工に伴う災害を防止するために必要な検査、監督処分を適正に行うため、市細則第9条の規定により、その旨の届出をさせることとしました。

・ 福島市宅地造成等規制法施行細則

(承継の届出)

第9条 許可工事の完了前に相続、合併その他の理由により造成主の地位を承継した者は、遅滞なく、地位承継届出書（様式第11号）を市長に提出するものとする。

4 工事状況の報告

法第8条第1項の規定により許可を受けた宅地造成に関する工事の進捗状況を把握するために、市細則第10条の規定により、一定の段階ごとに報告を聴取することとします。

この報告を受けて、完了検査を適正に行うため必要に応じ、中間検査を行うことがあります。

・ 福島市宅地造成等規制法施行細則

(工事状況の報告)

第10条 造成主は、許可工事に進ちょく状況が次に掲げる状況に達したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

(1) 擁壁の床掘りを完了したとき。

(2) 鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したとき。

(3) 擁壁の高さが計画高の2分の1の工程に達したとき。

(4) 排水施設のうち地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂を埋め戻す直前のとき。

2 造成主は、許可工事施工中に災害等が発生したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。

3 造成主は、許可工事施工中に予想した土質、地盤等と著しく相違した土質、地盤等に遭遇したときは、速やかにその旨を市長に報告するものとする。